

議 会 運 営 委 員 会

令和3年2月1日（月）

午前10時～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、
岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

議 題

1 令和3年3月浜田市議会定例会議議会提出議案について

- (1) 浜田市議会基本条例の一部を改正する条例の提出について

資料 1

2 浜田市議会議員政治倫理条例検討経過について

（議員定数等議会改革推進特別委員会検討事項）

- (1) 議員定数等議会改革推進特別委員会での検討経過について

資料 2

3 自由討議の検討について

- (1) 自由討議要領（案）の確認について

資料 3-1、3-2

4 その他

- (1) 予算決算委員会の在り方について

- (2) 当初予算説明資料の購入希望について

（※必要な場合は2月10日までに申込書と代金を事務局へ提出）

- (3) その他

発議第 号

浜田市議会基本条例の一部を改正する条例について

浜田市議会基本条例の一部を改正する条例を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議案を提出する。

令和 3 年 3 月 17 日 提出

議会運営委員会

委員長 笹 田 卓

浜田市議会基本条例の一部を改正する条例

浜田市議会基本条例（平成 23 年浜田市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条に次の 1 項を加える。

- 5 議会は、請願又は陳情について、その趣旨を的確に把握し、委員会における審査の充実を図るため、請願者又は陳情者が説明又は意見陳述をすることができる機会を設けるものとする。

第 24 条第 2 項中「第 109 条第 7 項」を「第 109 条第 6 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

現行	改正後（案）
<p>（市民と議会との関係）</p> <p>第21条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（議員定数及び議員報酬）</p> <p>第24条 〔略〕</p> <p>2 議員定数及び議員報酬の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項又は第112条第1項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。</p>	<p>（市民と議会との関係）</p> <p>第21条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p><u>5 議会は、請願又は陳情について、その趣旨を的確に把握し、委員会における審査の充実を図るため、請願者又は陳情者が説明又は意見陳述をすることができる機会を設けるものとする。</u></p> <p>（議員定数及び議員報酬）</p> <p>第24条 〔略〕</p> <p>2 議員定数及び議員報酬の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項又は第112条第1項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。</p>

提案条例説明資料

提案者 議会運営委員会

1	議案番号	発議第1号
2	題名	浜田市議会基本条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	議会への市民参加を図るため、請願及び陳情を委員会で審査する際に、提出者から趣旨説明当を行う請願者等の意見陳述の場を設けることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 次の条文を追加する。(第21条関係) 議会は、請願及び陳情を市民による提案又は意見と位置付け、委員会における審査に当たっては、請願者又は陳情者の説明又は意見を聴く機会を設けるものとする。 2 その他規定の整理(第24条関係)
5	施行期日等	公布の日

◆浜田市議会議員政治倫理条例の検討経過について

(検討概要)

議員定数等議会改革推進特別委員会において、標記条例改正について検討がされています。1月26日の時点では、5つの事項（詳細は次のとおり）に改正を要するとして検討中です。

*** 条例の見出し、文言整理等の詳細は、法令等とさらに検討が必要。**

1. 審査請求（第5条）

【現状】

議員だけが審査請求できる。議員2人以上が連署する書面により行わなければならない。

【検討結果】

議員だけではなく、市民からも請求できることとする。

議員の場合は2人以上の議員の連署、市民の場合は選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署

市民請求時に提出される、署名簿受理後の流れの確認を要する。

*** 議員政治倫理条例施行規程の改正必要**

(審査請求書の様式、署名簿、選挙権を有する者であるかの確認についてなど)

【理由・根拠】

議会基本条例第3条に規定している「議会の活動原則」（議会は市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動する）の観点から、議員だけでなく市民からの審査請求を可能とすべきであり、また、これにより議会はさらなる公平性、透明性及び信頼性が確保できると判断したため。

他市の事例を参考。市民からの請求の場合、政治倫理審査会にかける以上は議員職の重さを勘案して、有権者の100分の1程度の人数は必要である（*約440人）

2. 審査会の委員（第8条）

【現状】

委員は、議長が議員のうちから任命する。委員の任期は、議員の任期とする。

【検討結果】

審査会の委員は6人とし、次の掲げる者の中から議長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見者
- (2) 浜田市議会議員

審査会の委員の任期は当該審査の終了までとする。

*** 案件によって、議員が審査会の委員とならないことも対応できる表現にする。**

【理由・根拠】

議員以外の委員（市民）を含めることにより、審査の公平性と透明性の確保を図ることとした。また、規定に違反しているかの適否の判断には、専門的な知識や判例などの知見の活用が想定されるため、高い専門性を持つ識見者を委員に委嘱することが必要と判断したため。

委員数は、他市の事例を参考にしながら、審査請求に対して迅速に審査会を設置し速やかに審査を行う体制が必要と判断し6人とした。

3. 審査会の公開（第14条：調査審議手続き等の非公開）

【現状】 審査会の行う会議又は調査審議の手続きは、公開しない。

ただし、過半数の同意があるときは、この限りではない。

【検討結果】

審査会の行う会議の公開を規定し、調査審議手続きの公開の有無の規定を削除する。審査会の会議は公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

【理由・根拠】

議会基本条例第21条に規定している「市民と議会との関係」（「議会は、市民に対し積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする」、「議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。」）の観点から、他会議と同様に原則公開とすべきであるため。

4. 議員政治倫理条例の目的（前文）に議会基本条例について明記（第1条）

【検討結果】

議員政治倫理条例の目的に議会基本条例について明記する方針で検討する。

***朱書き部分の追加を法令と要検討**

（案）

第1条 この条例は、浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）第20条の規定に基づき、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【理由・根拠】

議会基本条例に議会や議員の活動原則を定めており、議員はその理念に基づいて職責を果たすべきであり、相互の関連性をより明確にするため。

5 政治倫理基準の規定への追加（第3条）

【現状】

現条例に明記している規定は下記の（1）から（5）

- （1） 市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- （2） 市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- （3） 市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- （4） 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- （5） 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこと。議員の後援団体に対する寄附についても、また同様とする。

【検討結果】

「第3条の政治倫理基準の遵守等」に下記を追加する。

- （6） ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることをいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

*ハラスメントの定義は要検討

*（6）とするか、（1）から（5）の間に入れるかは法令と要協議

【理由・根拠】

他市の規定等を参考に検討した結果、議員が、その地位を利用し、人権侵害のおそれのある行為を禁止する規定も必要と判断し追加することとした。特に嫌がらせやいじめであるハラスメントについては、種類も多様化しており、常に自身の行為の振り返りが必要であるとの考えからハラスメント全体の規定を追加する必要があるため。

自由討議について

1 検討経過の概要

- ① 令和元年の検討当初は、議会運営委員会と議会改革調査検討特別委員会の両方で検討、視察を実施
- ② 令和元年 11 月 25 日の議会運営委員会において、詳細なルールなしで委員会採決前に実施することが決定
- ③ 令和元年 12 月 2 日の全員協議会において、議長から自由討議の検討は議会運営委員会で行うことが決定
- ④ 同日全協後の議会改革調査検討特別委員会においても議会運営委員会での後の検討をすることです承

2 各委員会等における検討経過

日付	委員会	検討内容など
令和元年 7月2日	議会改革調査検討特別委員会	行政視察の決定（自由討議 8月27～28日）
令和元年 8月26日	議会運営委員会	視察実施決定（10月15～16日）
令和元年 8月27～28日	議会改革調査検討特別委員会	視察先：京都府福知山市、広島県三次市
令和元年 9月5日	議会運営委員会	視察先の決定（兵庫県加東市、もう1市は未決定）
令和元年 9月27日	議会改革調査検討特別委員会	福知山、三次市議会の比較等について検討
令和元年 10月15～16日	議会運営委員会	視察先：兵庫県加東市、兵庫県宍粟市
令和元年 10月18日	議会運営委員会	視察後の報告
令和元年 11月12日	議会運営委員会 *委員会改選後の初委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自由討議について議運と特別委員会それぞれが視察に行った。どの委員会で検討するかも含め今後取り組むべきであり検討が必要。 ◆ 会派で協議し、議会運営委員会でどのように自由討議を進めるかを決めて行く。
令和元年 11月25日	議会運営委員会	◆ 12月定例会議の委員会採決の前に委員から提案があればルールなしでとりあえずやることが決定
令和元年 12月2日	全員協議会 *議長から全議員へ説明	◆ 12月の常任委員会からまずは試行的に実施する。 （例えば重要な案件の際、委員長判断で自由討議を諮って進める）その後、自由討議のやり方に関する問題点や改善点、今後の課題は 議会運営委員会等々で議論していく
令和元年 12月2日	議会改革調査検討特別委員会 （上記全協後）	◆ 全員協議会での議長説明を受け、議会運営委員会で検討していくことが決定

3 現在の運用

質疑が終了後、委員会で採決前に、討議の意向があれば実施。

4 要領（案）

別紙資料 3-2 のとおり

※現在の運用と異なる記載あり

5 導入までのスケジュール

時期	内容
令和 3 年 2 月 1 日	自由討議の経過等説明
令和 3 年 2 月 12 日	委員から課題点提出
令和 3 年 2 月 17 日	委員及び事務局から課題等を提示し検討
令和 3 年 2 月下旬～3 月上旬	要領案等検討
令和 3 年 3 月末	要領案制定（要領であれば、提案不要）

【参考条文】

浜田市議会基本条例

（自由討議による合意形成等）

第11条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情（以下「議案等」という。）を審議し、結論を出す場合においては、**議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努める**とともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

浜田市議会自由討議実施要領（案）**➤ 平成 30 年度～令和元年度にかけて要領素案は作成済み。（下記のとおり）**

（趣旨）

第 1 条 この要領は、浜田市議会基本条例（平成 23 年浜田市条例第 34 号）第 11 条に規定する自由討議の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（自由討議の目的及び実施）

第 2 条 自由討議は、問題点を浮き彫りにし、さまざまな観点から論点を整理し、議員間及び委員間の理解を深めるとともに、議員の政策立案等に係る議会としての説明責任を果たすことを目的とし、本会議、委員会及び全員協議会において実施する。

（自由討議の議題）

第 3 条 自由討議の議題は、本会議及び委員会にあっては議員又は市長が提出する議案及び市民が提出する請願又は陳情とし、全員協議会にあっては自由討議に付すべき重要な課題とする。

（自由討議の開始）

第 4 条 自由討議は、本会議においては議長の発議又は議員の動議により、委員会においては委員長が発議又は委員の動議により、全員協議会においては議長の発議又は議員の発議により開始する。

2 議員又は委員による動議及び発議は、2 人以上の賛成者（発議者を含む。）を必要とする。

3 前 2 項の場合において、自由討議を発議する場合は、当該自由討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。

4 本会議及び委員会における自由討議は、質疑後・討論前に行うものとし、自由討議後の質疑は行わないものとする。ただし、議長又は委員長が必要と認める場合は、この限りでない。

5 全員協議会における自由討議は、市長その他の執行機関からの報告事項後に行うものとする。

（発言者等）

第 5 条 発言者は、議長及び委員長が指名するものとする。

2 発言者は、自らの意見や考えを積極的かつ丁寧述べるとともに他の議員又は委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして論点を明確にし、最適な結論を導き出すよう努めるものとする。

3 市長その他の執行機関及びその職員は、発言に加わらないものとする。ただし、議長又は委員長から発言を求められた場合及び議長又は委員長から許可を得た場合は、この限りでない。

(自由討議時間等)

第6条 自由討議は簡潔に行うこととし、議長、委員長は必要があると認めたときは時間や回数等に制限等を加えることができる。

(記録及び会議の公開)

第7条 自由討議の記録及び会議の公開については、本会議又は委員会、全員協議会の記録及び会議の公開の取扱いの規定に準じる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。